

実習期間満了後の中国人技能実習生の意識 ——遼寧省出身技能実習生を中心に——

孟 雨璇^{*1}
山本 かほり^{*2}
松宮 朝^{*3}

A Study of the Consciousness of Chinese Technical Interns

Usen MO
Kaori YAMAMOTO
Ashita MATSUMIYA

キーワード：技能実習，実習期間満了後の意識，中国，遼寧省

Technical Intern, The Consciousness after Technical Intern, China, Liaoning Province

はじめに

外国人技能実習制度は、「我が国が先進国としての役割を果たしつつ国際社会との調和ある発展を図っていくため、技能、技術又は知識の開発途上国等への移転を図り、開発途上国等の経済発展を担う『人づくり』に協力することを目的」とする制度である¹⁾。これまで、この外国人技能実習制度をめぐる政策としての問題と実習中の人権問題についての研究が多く積み重ねられてきたが、実習契約満了後の技能実習生の状況と、その経験への評価についての研究は少なく、明らかにされていないことが多い。本稿では、中国・遼寧省出身の技能実習生の調査を行い、技能実習での経験と、それをどのように評価しているのかという点について明らかにしたい。

1. 外国人技能実習制度の概要と中国の海外労働力派遣

1-1. 外国人技能実習制度の概要

外国人技能実習制度は、海外の現地法人などの社員教育として行われていた研修制度を原型として1993年に制度化されたものである。技能実習制度の目的・趣旨は、日本で培われた技能、技術又は知識の開発途上地域等への移転を図り、当該開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に寄与するという、国際協力の推進である。ここでは、外国人の技能実習生が、日本で企業や個人事業主等の実習実施者と雇用関係を結び、出身国において修得が困難な技能等の修得・習熟・熟達を図ることが意図されている。

もっとも、技能実習制度はその謳われている趣旨とは別に、日本の労働力不足を背景として形成されてきた制

*1 愛知県立大学人間発達学研究科 博士前期課程在籍

*2 愛知県立大学教育福祉学部

*3 愛知県立大学教育福祉学部

度である。その歴史を簡単に振り返っておくと、1980年にバブル経済期を迎え、景気回復による労働力不足が社会問題となった後の1982年に「留学・研修」の在留資格が追加され、さらに1983年に「留学生10万人計画」が公表されることで、留学生や就学生、研修生の入国が急増した。1988年6月の第6次雇用対策基本計画では、「単純労働者の受入れはしないが、専門的、技術的分野の外国人労働者を可能な限り受け入れる方向で対処する」という方針が出され、1990年に在留資格認定証明書制度が導入され、独立した在留資格である「研修」が新設された。その後、1993年に法務大臣告示「技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針」が出され、技能実習制度が創設された（王，2011）。2010年7月に出入国管理及び難民認定法が改正され、①実務研修を行う場合に雇用契約に基づいて技能等を修得する活動を行うことの義務化、②在留資格「技能実習」が創設された。2017年11月には、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律が施行されている（表1）。

表1 外国人技能実習制度の沿革²⁾

年	内容
1982	出入国管理および難民認定法の改正「留学・研修」の在留資格が追加
1983	「留学生10万人計画」が公表
1988	「第6次雇用対策基本計画」において、単純労働者の受入れはしないという方針
1990	在留資格認定証明書制度を導入し、独立した在留資格である「研修」を新設
1991	財団法人国際協力研修機構（JITCO）の設立
1993	「技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針」を施行し、技能実習制度が創設
1997	実習期間が2年に延長
2008	経済連携協定（EPA）による看護師・介護福祉士の受け入れ開始
2010	技能等を修得する活動を行うことの義務化、在留資格「技能実習」が創設
2017	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律が施行・外国人技能実習制度の対象職種に介護職種の追加

1-2. 中国の海外労働力派遣：対外労働協力

本稿では、中国の技能実習生に焦点をあてるが、送り出し側の中国の労働市場をめぐる動向について確認しておこう。中国は、改革開放後の1979年から、対外労働協力を外貨獲得のために進めてきた。『中国統計年鑑』³⁾によると、中国の対外経済合作は以下の三つを包括する。①対外工事請負（対外承包工程）、②対外労働協力（対外労働合作）、③対外設計コンサルティング（対外設計咨询）である。このうち日本の技能実習生制度に関連するのは、②対外労働協力である。対外労働協力は従来、商務部によって管理されてきたが、1994年から、個別型の労働協力のルートが確立され、日本や韓国への研修生派遣事業などで大量の人材を国外に送り出すこととなった。対外労働協力の年末在外労働者の地域別の割合は、2017年の時点でアジア地域が8割を超えている。アジアの中で日本への派遣労働者が最も多い（図1）。

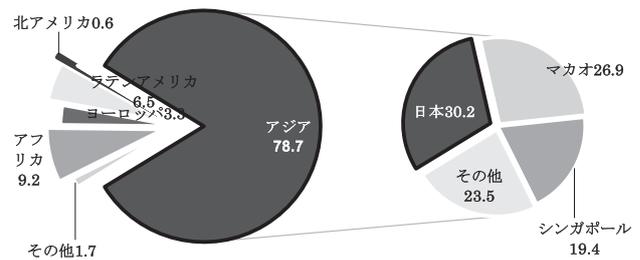


図1 2017年度対外労働協力年末在外人数地域別割合(%)⁴⁾

さて、日本における技能実習生の国籍は、中国が最多を示していたが、近年、中国から日本への労働者数が減少している（表2）。この影響を受け、技能実習生のうち最も多くを占めていた中国が、2016年にベトナムに抜かれ、第二位になっている（表3）。このような減少の理由は、近年の円安による技能実習の報酬の減少と経済発展による中国国内の賃金上昇などによると考えられる（大島・金子・西野，2017）（表4）。2017年の時点で、北京市の平均年収を日本円に換算すると200万円程度であり、日本との年収の差はそれほど大きくない。そのため、海外への出稼ぎよりも、国内の大都市で就労することが多くなっている。さらに、中国政府の「一人っ子政策」による若年労働力の減少も、派遣人数減少の要因となり、日本への出稼ぎの人气が次第に減少している傾向

表2 中国から日本への派遣労働者数（技能実習生）の推移⁵⁾

年	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
日本への派遣労働者数	59,848	60,027	53,357	48,367	42,252	36,562	38,670
年末在日派遣者数	177,560	173,349	153,380	159,384	154,353	145,488	143,384

表3 JITCO 入国支援研修生（国籍別）⁶⁾

年		合計	中国	ベトナム	フィリピン	インドネシア	タイ	その他
2013		40,410	28,805	6,114	1,749	1,619	1,043	1,080
2014		46,775	26,635	11,176	2,782	2,282	1,486	2,414
2015		48,697	21,136	16,711	3,035	2,480	1,780	3,555
2016		49,129	17,573	20,811	3,152	2,451	1,646	3,496
2017	1～10月	49,001	15,058	23,271	3,148	2,658	1,435	3,431

表4 中国の在職労働者平均賃金の上昇（単位：元）⁷⁾

年	全国	上海	北京	遼寧
2000	9,371	18,531	16,350	8,811
2005	18,364	34,345	34,191	17,331
2010	37,147	71,874	65,683	35,057
2011	42,452	77,031	75,834	38,713
2012	47,593	80,191	85,307	42,503
2013	52,388	91,477	93,997	46,310
2014	57,361	100,623	103,400	49,110
2015	63,241	109,279	113,073	53,458
2016	68,993	120,503	122,749	57,148
2017	76,121	130,765	134,994	62,545

がある。宮入（2015）が指摘するように、中国送り出し機関では、募集をかけてもあまり希望者が集まらない状況となっており、結果的に募集した技能実習生の年齢が高くなるため、受け入れ側の不満も多くなっている。そのため、中国から他国へ受入先を変更することも検討され、ベトナムなどからの若い人材に魅力を感じる企業が増えているとされる。

2. 技能実習生をめぐる問題

2-1. 実習期間中の技能実習生に関する研究

これまで技能実習中の実習生についての研究が多く積み重ねられているが、その中で最も議論されてきたのは、人権侵害の問題である（外国人研修生権利ネットワーク編，2009；巢内，2019）⁸⁾。こうした人権問題として、弁護士のか藤桂子は、①目的と実態の乖離、②労働者であるのに「転職の自由」がないこと、③送出し機関、監

理団体の「中間搾取」という構造的な問題点を示した上で、暴行、ハラスメント、監禁、強制帰国、旅券・在留カードの取上げと賃金の不払など、人権を侵害する行為が多く見られることを指摘している⁹⁾。こうしたなかで、先行研究で人権問題として指摘されてきたのは、主に以下の五点である。

第一に、研修生・実習生に対する暴力である。高原(2006)は、中国人研修生たちが会社の日本人に暴力をふるわれていた事例を挙げている。研修生は、社長に相談しようと思ったが、社長に「殴るのは教育だ」と言われ、「強制帰国」のことが怖いので、ずっと我慢し、三年の実習期間満了の直前にJITCOに訴えたというものである。本稿のインタビュー対象者の中にも、社員に殴られたという事例があり、「最初は、殴られた時に身体的な痛みがあったが、その後、殴られた時の驚きによって、心理的な痛みとなった」と語られていた。

第二に、セクシュアルハラスメントである。安田(2013)は、工場の社長の高齢男性による20代の中国人女性に対するセクシュアルハラスメントの事例を報告しているが、このような事例は他の研究でも多く報告されており、技能実習のおかれた構造的な問題を示すものとなっている。

第三に、生活費をめぐる問題である。巢内(2019)は、ベトナム人技能実習生の調査で、「家賃」という名のもとの不当搾取、割高な共益費と光熱費を支払っていた事例を挙げている。ここでは、「20平方メートルの部屋に6人で暮らしており、一人当たりの家賃は2万円だった。6人で計12万円が20平方メートルの部屋に払われていたことになる」とされている。

第四に、失踪問題である。宮入(2015)は、入国以前から失踪先を決めている事例も紹介しているが、巢内(2019)をはじめ多くの研究では、失踪する側の問題ではなく、失踪に至る構造的な問題が焦点化されている。

第五に、斡旋料について、高額な借金を抱えたまま来日すると、虐待を受けても借金返済のために辞めるわけにはいかず、問題が深刻化してしまうことが多く、さらに、借金返済のためより高い賃金を求め、逃亡につながるケースがあるとされている(安里, 2011)。保証金等は労働者の失踪等の契約違反を防止する目的で課されるものであるが、労働者やその家族に過重な負担を負わせることになる恐れがあり、また、実質的にはその徴収が

派遣前費用の負担を増大させることから、むしろ失踪を助長する可能性があると考えられるからである(石塚, 2018)。高額な斡旋料により、多くの技能実習生は不正にあっていたが、我慢するしかないという事態を生じさせている。こうした斡旋料をめぐる問題は、近年においても引き継がれている(巢内, 2019)。

以上のように、技能実習生をめぐる人権問題を中心とした問題が依存として多いことが明らかである。こうした実習中の問題が、帰国した後にどのような影響をもたらしたかについて検証することが、今後の課題として重要だろう。これらの点については本稿の調査からも検証するが、その前に、帰国後の技能実習生に関する先行研究について確認しておきたい。

2-2. 帰国後の技能実習生に関する調査

帰国後の技能実習生の調査であるJITCO支援技能実習生都道府県別統計(2014～2016)によると、来日目的としては「技術の習得」が最も多く、次いで「お金を稼ぐ」、「日本語の習得」となっている。困ったときの相談先は「実習実施機関の生活指導員」という回答が一番多い。コミュニケーション以外で仕事や生活上で困ったことは「家族と離れて寂しかった」が最も多く、次いで「物価が高い」となっている。送出し機関、監理団体との保証金等契約の有無について、「契約はなかった」という回答が最も多いが、保証金があったケースでの「全部返還された」という回答は53.8%に止まっている¹⁰⁾。

また、厚生労働省による「平成29年度帰国技能実習生フォローアップ調査」では、次の点が明らかにされている¹¹⁾。技能実習の効果については、約9割が肯定的な回答で、役に立った内容は「習得した技能」という回答が約7割を占めている。帰国後の就職状況については、雇用されて働いている22.0%、雇用されて働くことが決まっている13.7%、起業している16.3%で、合わせて52.0%である。また、帰国後「仕事を探している」と回答した人は29.8%となっている。従事する仕事の内容は実習と同じ仕事49.9%、または実習と同種の仕事19.8%と合わせて69.7%である。保証金等の有無は「保証金等はない」という回答が83.2%である。その一方で、「保証金等を預けた」回答者について、返還状況について

尋ねたところ、「全部返還された」とする回答の割合は66.1%である。実習期間中の禁止事項について「禁止事項がなかった」との回答（無回答を含む）は90.2%である。禁止事項の内容は、「携帯電話の使用禁止」、「研修生・実習生のための外出禁止」が上位にある。実習中に困ったことの回答については、「家族と離れて寂しかった」という回答が最も多い。

以上の調査では、保証金などの問題の指摘がある一方で、相対的に技術移転や実習に対する肯定的な印象が強い回答が多く見られるのに対して、以下に見る調査では、肯定的な評価とともに、技能実習制度の持つ問題点も多く指摘されている。先駆的な調査である劉（2002）は、中国遼寧省にある研修生送り出し機関に、企業への面接、調査票の配布を依頼し、16社を対象に調査を実施した。調査結果として、①事前研修の状況に関しては、「日本語講座」が「4週間以上」が77.5%を占め、②生活環境に関しては、「日本での住居」について「満足」で回答する人が94.5%である。「生活で困ること」については、「日本語」が最も多く、次は「物価」である。③技術習得については、「先進技術の習得」、「自己の視野拡大」と「日本語能力」を三つがあり、それぞれ「非常に向上した」が最も多い。しかし、④研修技術のレベルと幅については、「不十分」が58%で最も多く、⑤能力開発に関しては、「生産管理内容の充実」の回答については「必要がある」という認識が80%である。また、「工場見学」については不十分であると感じている人が60%以上に達した。そして、「同僚との意見交換」についても「不十分」の回答は過半数である。最後に、⑥研修期間については、「不十分」は65%である。「再来日して研修を受けることを希望するか」との質問に対して、およそ90%の研修生が希望している。

もっとも、劉（2002）の調査は18年前の調査のため、状況が大きく変化している可能性がある。そこで、近年、急激な増加を見せている東南アジア出身の技能実習生を含む先行研究を総合的に検討したい。ここでは、中国以外の国々の帰国後の技能実習生に関する研究を踏まえ、比較しながら、技能実習生向けの事前教育の効果、帰国後の就職、帰国後の技能実習に対する評価を中心に確認しておこう。

第一に、技能実習生向けの日本語教育を含めた事前教

育については、各国の取り組みや実施方法が異なっていることが明らかにされてきた。軍司（2017）は、事前講習を内定者に対してのみに実施し、8ヶ月の長期間にわたって事前教育を行う少人数制のきめ細やかな日本語指導をしているカンボジアの事例を報告している。インドネシアの場合、木元ら（2018）は、日本のラジオ体操、掃除、朝礼全て日本式のような進め方で、早めに日本で生活に馴染めるようにしている事例が報告されている。もっとも、筆記試験と体力測定の実験が課せられ、結果が悪かった者に対して日本人・インドネシア人指導員による体罰も横行していた様子で、この研修を振り返ってある実習生は「刑務所のような感じ」と表現し、別の実習生は「思い出したくない」「もう二度と繰り返したくない」と語っている（落合、2010）。ベトナム人技能実習生の場合、「介護」の職種に就くため、ベトナム国内で「医療専門学校」にも介護知識を学ぶ以外に、技能実習向けの日本語教育と送り出し手続きも行われている（姜、2017）。こうした事前教育をめぐる問題は、技能実習後の実習生の語りから検証されつつある。

第二に、実習中の技能習得状況と、帰国後の就職に関する研究を検討してみよう。守屋・傳（2010）は、10名のヒアリングをもとに、帰国後の中国人技能実習生は技能実習の経験を通して、視野を広げ、日本語も多少できるので、帰国後のキャリア形成にとって、ある程度役立っていることを明らかにしている。フィリピンの帰国後の技能実習生に関する調査で、飯田（2017）は、日本での技能実習経験は次の海外雇用派遣会社に応募する際に明確に有利に働いたと述べている。さらに、木元ら（2018）は、インドネシア出身の技能実習生19名の調査から、帰国後、日本語教師として就職するケースが多いとする。インドネシアと同様に、岩下（2018）によるベトナム人技能実習生の調査でも、調査対象者の現在の仕事として、回答数の半分以上が「日本語教師」である。この点に関しては、近年の中国では、留学ビザで来日する中国人の若者が増えているため、日本語教師になる条件が厳しくなり、技能実習生の日本語能力不足により、帰国後日本語教師として就職する人は多くない。その一方で、元技能実習生は自己的人脈を使い、海外出稼ぎを仲介する斡旋ブローカーになって、新たな移動を形成しているケースが多いとされる（田嶋、2010）。また、王

(2018)は職場で学んだ品質管理や仕事に対する取り組み意識が、帰国後の就職に有利に働き、熱心に勉強する技能実習生が多いとしていた。技能実習後、帰国先でどのような就労をしているのか。技能実習制度本来の目的である技術移転が疑問視される状況において、この点の検証は不可欠のものと言えよう。

最後に、帰国後の技能実習への評価について、守屋・傳(2010)による、帰国した研修生・技能実習生に対する技能実習制度についての意識の聞き取り調査では、技能実習への評価として、「日本の風俗習慣がいい、また日本で就労したい」という回答が多数であった。しかし、近年の中国人技能実習生の帰国後の状況について、特に、帰国後の生活とその評価については十分に明らかになっていない。また、中国国内の経済発展により、上海などの大都市に転勤する人がますます増えていて、技能実習生を選択する必要がないと思われるが、現在も技能実習生を選ぶ人が少なくない。こうしたなかで、以前とは異なる動機で技能実習を選び、帰国後の生活に対する希望も変化している層が存在すると推測される。そこで、ここ10年ほどの間に実習を行った、帰国後の中国人技能実習生に対するインタビュー調査をもとに、さらなる分析を試みたい。

3. 帰国の技能実習生に対する調査

3-1. 調査内容

- 調査対象者：中国遼寧省出身の技能実習経験がある10名を対象とした。来日時は2006年から2017年までであり、性別については、男性2名、女性8名である。
- インタビューの時間：2018年9月から2019年5月までの間に実施した。1人あたりの調査時間は平均45分程度である。
- 倫理的配慮：「日本社会学会倫理綱領」に基づき、調査に関する詳細な説明を行っている。データに関してはすべて仮名とし、個人情報に記載しないように配慮している。

3-2. 調査結果の分析

本稿では、2006年から2017年までの間に来日した中国遼寧省出身の技能実習生10名を対象として、インタビュー調査を行った(表5)。性別については、男性2名、女性8名である。その分析結果について、以下にまとめておきたい。

(1) 学歴、来日目的

最終学歴については、中卒3名、高卒4名、短大卒2名、大卒1名である。出身地については、10名のうち9名が大連市周辺地区である。大都市の大連と比べ、手に入れることのできる情報が比較的少なく、進学率も大都市より低い地域である¹²⁾。

来日目的については、10名のうち7名の回答が「お金を稼ぐために」で、最も多くなっている。経済的な目的が大きなウェイトをしめていることが示唆されるが、その他の目的として、「日本文化体験として」、「彼女と別れたから、気分転換のために来日したい」という回答も見られた。先行研究では、経済中心の目的が大半だったが、来日動機はそれ以外のものも一定数存在することが認められる。

(2) 仲介手数料

仲介手数料に関しては、本稿の対象者の9割は大連出身なので、ここでは大連の状況を説明する。調査対象者の来日年は2006年から2017年にかけてであり、手数料として低いのは34万円程度、高いのは100万円程度である。しかし、2010年以前に来日したA氏、B氏、C氏はお金以外に家屋担保も要求された。このような高い要求の下で、2010年以前に来日した大連出身の技能実習生は「私たちの実習時には、失踪とか不法事件は今より全然少ないと思う」と語っていた。最近の技能実習生では技能実習中に不平等なことがあれば、全てを諦めることも予想される。その理由はなぜだろうか。ここでは、2015年来日したH氏の経験を紹介する。

表5 調査結果一覧

	A氏	B氏	C氏	D氏	E氏	F氏	G氏	H氏	I氏	J氏
性別	女性	女性	女性	女性	女性	女性	男性	男性	女性	女性
実習時の年齢	20代	20代	20代	30代	20代	20代	30代	20代	20代	30代
出身地	大連市瓦房店	大連市瓦房店	大連市普藍店	大連市金州	大連市普藍店	大連市金州	大連市瓦房店	大連市長海県	瀋陽市	大連市瓦房店
最終学歴	高卒	高卒	中卒	短大卒	高卒	短大卒	中卒	高卒	大卒	中卒
来日年	2006年	2007年	2010年	2012年	2012年	2013年	2014年	2015年	2015年	2017年
実習時の家族関係	未婚	未婚	未婚	未婚	未婚	未婚	未婚	未婚	未婚	既婚
実習地域	北陸	関西	北陸	東海	北陸	四国	東海	東海	東海	東海
技能実習職種	農業	自動車部品製造	家電機器製造	電子機器製造	電子機器製造	印刷	水産業(加工)	水産業(加工)	家電機器製造	自動車部品検査
来日目的	お金を稼ぐ	お金を稼ぐ	お金を稼ぐ	お金を稼ぐ	お金を稼ぐ	日本の文化体験	気分転換	お金を稼ぐ	日本の文化体験, お金を稼ぐ	お金を稼ぐ
日本への定住意向	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ
仲介手数料	2万円(34万円程度)+家屋担保	5万円(85万円程度)+家屋担保	5万円(85万円程度)+家屋担保	5万円(85万円程度)	4万円(70万円程度)	6万円(100万円程度)	6万円(100万円程度)	6万円(100万円程度)	4万5千円(80万円程度)	5万円(85万円程度)
日本語教育	1年間の日本語教育訓練(中国)	①3ヶ月間の日本語教育訓練(中国)②1ヶ月の日本語教育指導(日本)③一年目の週末に日本語授業あり	①3ヶ月間の日本語教育訓練(中国)②1ヶ月の日本語教育指導(日本)	①3ヶ月間の日本語教育訓練(中国)②1ヶ月の日本語教育指導(日本)	3ヶ月間の日本語教育訓練(中国)	3ヶ月間の日本語教育訓練(中国)	①3ヶ月間の日本語教育訓練(中国)②1ヶ月の日本語教育指導(日本)	①3ヶ月間の日本語教育訓練(中国)②1ヶ月の日本語教育指導(日本)	3ヶ月間の日本語教育訓練(中国)	①3ヶ月間の日本語教育訓練(中国)②1ヶ月の日本語教育指導(日本)
日本語能力試験資格取得状況	なし	なし	N3	N2	なし	N1	なし	なし	N1	なし
実習時毎日どのぐらい日本語を喋ったか	喋らなかつた	喋らなかつた	喋らなかつた	上からの指示があったとき	喋らなかつた	よく喋った	喋らなかつた, 聞くだけ	時々	時々	喋らなかつた
勤務時間	8時間	9時間	9時間	8時間	8時間	8時間	忙しい時期は, 18時間	10時間	7.83時間	8時間
収入/月	約10万	約13万	約17万	約20万	12万円	約25万	約30万	約25万	約13万	約12万
社会保険	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり
実習期間中つらかったこと	特になかつた。時々日本人のお婆さんたちが中国人の悪口を言った。同期の中国人と喧嘩があった。	違う工場の中国人女性と同じ寮に住み, 給料が高い人が嫉妬されたため, 人間関係がつかつた。	中国人女性とのトラブル。	会社の寮に住まなければならないので, 自由が制限される感じがあつた。	中国人女性とのトラブル。	あまりなかつた。	来日初期, 未熟者なので, ミスがあつたとき, 社長からの目線がつかつた。	中国人の間, 上下関係, いわゆる人間関係が面倒。また, 会社内の外国人差別, 不平等がひどかつた。	多少中国人間でトラブルがあつたが, 自分は参加しなかつた。	中国人女性とのトラブル, 喧嘩。残業時間が少ないこと。電機料金徴収額の疑い。
困った時の相談対象	中国人の先輩と社長	監理団体の通訳	監理団体の通訳	監理団体の通訳	先輩	監理団体の通訳	監理団体の通訳	監理団体の通訳	社長, 日本人の友人	なし
傷病休暇	あり	あり	あり	あり	なし	あり	なし	なし	あり	あり
技能テスト	当時, 技能テストがなかつた	当時, 技能テストがなかつた	当時, 技能テストがなかつた	形式的に実施した	本格	なし	適度にやれば合格できるので, 気にしてなかつた	形式的に実施した	なし	本格

帰国後の就職状況	百貨店従業員	自営	飲食店店長	大手物流正社員	なし、現在日本に留学中	大手企業正社員	製造業の現業	変圧器の製造	労働派遣仲介会社正社員	専業主婦
帰国後希望していた仕事	考えてなかった	考えてなかった	余裕があり、楽な仕事	英語を活用する国際貿易	ホワイトカラー	通訳	日系企業のリーダー	考えたことはなかった	考えてなかった	考えてなかった
技能実習から身に付けたものの（現在の生活に役に立つこと）	当時貯まったお金は帰国後の生活に役に立った	なし	生活習慣、見聞を広めた	日本語	なし	人間関係、礼儀	なし	人間関係	仕事に対する態度日本語、QC品質管理レベル3合格	人間関係の作り方
来日前と帰国後の技能実習に対するイメージの落差	あまりなかった。	もともとイメージを持っていなかった	帰ったばかりの時、中国社会環境に適応できなかった。	あまりなかった。	当時の会社がいいから、落差があまりなかった。	あまりなかった。	日本の方が中国より法律をきちんと守ると思っていたが、無理矢理仕事をやらされたのはショックを受けた。また、三年間に稼いだお金は思ったより多くなかった。	来日前に、毎日刺身を食えることができ、デイズニーランドにも連れて行ってもらえ、忘年会もあると言われたが、毎日しんどい仕事をやるばかりで、楽しい時間まったくなかった。	研修期間に対して、あまり落差がなく、逆に中国に戻った後、中国の社会への評価が高くなった（環境が日本より悪い、賃金が低い）。	①中国人の間の深刻なトラブルは考えていなかった。②残業時間は満足ではなかった。③水道料金などの請求額が不審だったが、来日前にそこまで気にする必要があると考えなかった。
技能実習制度への総合評価	いい	いい	とてもいい、最近、日本へ留学に来た。	普通	結構いい、現在、日本に留学している。	いい	よくない	高くない、嫌いで二度と日本に来たくない	いい、日本に留学に来たい。	高くない。二度と日本に行きたくない。
将来に来日予定の技能実習生へのアドバイス	実習当時なら、勧めたいが、現在の社会状況がわからないので、勧めるとは言えない。	精神的健康を重視してほしい。	なし	可能な限り、友達を作って、日本語を勉強して、旅行も行ってみよう。	事前にある程度日本語を知った方がいい。日本にいる間、時間があれば、日本でよく旅行にいったほうがいい。会社の選択を注意すべきだ。	文化体験ならいい、出稼ぎは勧めない。	なし	技能実習のことを勧めたくない。	目標を定めて、三年間に十分に利用して、努力すべき。	中国人がいい会社を選択した方がいい。

俺は交通事故で怪我をしたのに、警察官の前で会社の社長が全然俺に味方しないことにはすごく不満で、もう、どうでもいい、仕事もしんどかったから、技能実習生なんてやめた。

結局、H氏は交通事故をきっかけとして、三年目の実習期間中に帰国した。しかし、かつての研修生も同じ年齢層、同じ状況で来日したにもかかわらず、なぜ以前にはこのように考える人が少なかったのだろうか。この点について、2006年に来日したA氏の事例を逐語化したものを下に記す。

私が研修生の時、気分屋の人が少なかった。みんなひたすら仕事して、お金を稼いで、別のことを考える時間がなかった。せっかく遠い外国に来たのに、国内よりいっぱいお金を稼がないとダメでしょう。

今の若者は、わがままで、気が短くて、それは技能実習生と関係ないと思うけど。

かつての経済発展していない中国、特に農業を主な生活手段としている技能実習生の出身地が多い中国東北地方における、大学に進学することに興味がない若者たちにとって、家庭の労働力になる必要があった。学歴優先の時代で、国内で就職しがたい若者にとって、海外への出稼ぎは切実なものであったと考えられる。しかし、近年、日本と中国の賃金の格差が10年前よりかなり少なくなっているため、必ずしも「日本で稼がないといけな」という気持ちが10年前より弱くなっていると思われる。この点に関して、2014年以前に来日した研修生は、最近の技能実習生より「お金を稼ごう」という信念を強く感じたという。その理由として、仲介手数料がお金と

家屋担保を要求されており、家族のために背負った経済的な責任が現在より重かったためと考えられる。

(3) 日本語教育と日本語能力

事前の日本語教育については、全ての回答は来日する前に、国内で基礎的な日本語を学んだことがあったというものである。長いものは1年間であり、多くは3ヶ月であった。もっとも、筆者が、「この事前教育から学んだ日本語は実際に実習生活に入った時役に立ちましたか」と尋ねた際に、全員の回答は「役に立たなかった」というものだった。今回の調査対象地域大連の場合、この「事前訓練」は費用もかかるのにもかかわらず、良い効果が出ていないと評価されたことは、技能実習制度の持つ問題として検討すべきものと言えるだろう。

「実習時毎日どのくらい日本語を喋ったか」について、10名のうち6名の回答は「喋らなかった」であり、「時々」という回答は3名である。1名だけは「よく喋る」としていた。このような日本語の会話頻度から見ると、学習した日本語はあまり高いレベルで運用できてはいないと考えられる。

日本語能力試験資格については、10名の中で、5名が取得している。その中のD氏、F氏、I氏は、帰国後日本語を活用する仕事をしている。この3名は、実習中に将来のキャリア形成を計画していた。3名の共通点は技能実習中に、日本語の勉強時間を最大限設け、日常生活でも勉強のために、よく日本人と喋るようにしていたことだ。I氏は10名の中で唯一の大卒である。大学卒業後、なかなかいい仕事が見つからなかったため、来日した。I氏が、来日前に、送り出し機関の人から、「もし三年後、日本語が良くできるようになっていれば、送り出し機関の日本語の先生をやってほしい」と誘われ、将来の仕事のために、三年間、一生懸命日本語を勉強していた。D氏とF氏にも将来よりいい仕事が見つかるように、暇な時、日本語の勉強のために教科書を買って、自習することが多かった。

(4) 労働と生活

勤務時間については、大部分の回答は8時間程度であった。しかし、これは望んでいたものではなく、多くは、「残業は自分の意欲によってであり、もっと稼ぎたいから、

残業しても構わない」と述べていた。特に、「残業時間は普通の日本人よりもらえなかった場合があったか」と尋ねた際、「いや、うちの会社はそこまでしていなかった(笑)」と、大部分の対象者がこのような回答だった。

しかし、特別な例もある。G氏の事例は次のようなものである。

うちの会社は忙しかったため、出勤時間が18時間の時期もあった。会社のタイムカードは2枚あって、審査用の仮のカードと普段使っていた本物のカードがあった。毎日2枚のカード両方を切らないといけなかった。

G氏は、「仕事がしんどすぎるから、何回にも国に戻りたかった」と述べている。もっとも、G氏が10名の中で稼いだお金が最も多かった。

その反対のケースとして、J氏は次のように述べていた。

私は残業が欲しかったが、会社がくれなかった。せっかく日本に来たのに、なかなか稼げなかったので、少し不満があった。

このように、勤務時間については、会社ごとに状況が違うと言える。もちろん、ひどい会社があったが、多くの会社が技能実習生の働き意欲を尊重し、勤務時間帯以外の時間の働きを迫っていなかったと考えられる。

実習中、辛かったことについて、10名の中で7名の回答に見られたのは中国人の間の争いである。この結果と、前節で見た厚生労働省の調査とは異なるため、注意しておきたい。「喧嘩」、「嫉妬」、「団結しない」という表現がインタビュー中に何回も聞かれた。B氏の事例を下に記す。

違う工場の中国人女性たちが同じ部屋に住むことで、給料が高い人がよく嫉妬されたため、空気を読めないと、生活できなくなるような感じがした。

また、J氏の事例は次のようなものである。

ベトナム人たちは羨ましい。理由は、彼らがいつも一緒に行動するから。寮の家賃や水道料金などが怪しいと思った時、ベトナム人はみんな一緒に社長の所に聞きに行く。でも、中国人たちは普段、関係がよくないので、不正のことがあったとしても、我慢して、誰もリードしてくれない。

このような「中国人の間の争い」は無視することので

きない「辛かったこと」であると言えるだろう。

傷病休暇の有無について、10名のうち7名の回答が「あり」である。残りの3名の回答の中で、印象深いのはG氏であった。

私は中国人の中でリーダーだったので、忙しかった時期に、傷病休暇を取ることは無理だった。覚えているのは、2年目のある日、寮で気がつかないうちに足の指が扉に挟まれ、病院に行きたくて、休みの申請を出したが、社長から断られた。相談した後、社長が病院に連れていて、包帯を巻くなどの手当てを受け、会社に戻った。椅子に座りながら（普段は立ち仕事だった）、仕事をやっていた。

このようなケースはあるものの、今回の調査では水産業以外の調査対象者は、会社側の休みが認められる場合が多く、傷病休暇は守られたという回答が多数である。

(5) 実習期間満了後の仕事、意識

帰国後の就職状況と技能実習経験から得たものに関して、現在日本語を活用する仕事をしている人は、10名のうち3名である。3名のうち2名は大手企業の正社員で、一人は技能実習生の送出し機関で働いている。日本語と関係ない仕事をしている7名は、結婚して専業主婦をしている人が多数であり、現在日本に留学している未婚の女性もいる。技能移転という、技能実習制度の目的とかかわる点については、10名全員が現在の仕事は技能実習中の仕事と関係がないものとなっている。これは、多くの先行研究において指摘されてきたこと(上林, 2015)だが、日本の技能実習生政策の本来の目的である、いわゆる技術の移転と乖離していることが見いだされるだろう。

一例として、技能実習中に水産業の仕事に従事したG氏の事例を下記に記す。

もともと、技能実習生を申し込んだ時に、自動車修理の仕事に入りたかったが、仲介の人からこの分野の仕事はないと言われて、諦めた。もし自動車修理の仕事に入ったら技術が学習できる。今は修理、製造の方面の仕事をやっているから、もしこの前の3年間にも日本で日本の技術を学んでいたら、いいなあと思ったけど、ちょっと残念だった。

現在、専業主婦をしているA氏は、H氏とほぼ同じ考

え持っている。

帰国した後、技能実習中の仕事は全然役に立たなかった。ゼロから仕事を見つけるしかない。なかなかいい仕事が見つからなかった。子どももいるので、家庭に集中したいと思ったから、専業主婦を選択した。

技能実習中の技術とは関係ないが、現在日本語と関係ある仕事をしている人もいる。上に紹介したように、仕事が日本語と関係ある3名のうち、D氏とE氏は外資企業で働いている。D氏の場合は、現在、夫が技能実習生と関係ある仲介会社の仕事をしている。D氏はたまたま夫の仕事の手伝いをして、別の会社の正社員として活躍している。下記はD氏の事例である。

ずっと前から、英語を使って貿易に関する仕事をしたかった。でも、理想と現実はいつも一緒にならないじゃない(笑)。結局日本に行った。3年間一生懸命日本語を勉強して、まあ、きっと将来に役に立つのだろうかあとと思った。帰国後、日本語、英語と関係ある貿易の仕事を探して、運良く、見つかった。現在もずっとこの仕事をしている。今の生活に満足していて、昔の日本生活にも感謝している。

E氏も大手企業で働いているが、現在の仕事に満足できず、ワインのネット通販を副業としている。もちろん、E氏の現在の仕事は技能実習中の印刷業の仕事とは関係がない。

3名の中で、I氏は上に紹介したように、来日前の仲介業者の人との約束通り、帰国後、技能実習生を紹介する仲介会社で勤めている。もっとも、インタビューの最後に、I氏に日本留学に関する質問をした際に、現在の仕事は長く勤めたくないと言っており、日本に留学することを計画しているとしていた。

このように、帰国後の就職に関しては、日本の技能実習政策の目的、いわゆる技能の移転と乖離していることが見いだされる。ただし、日本語ができることは、自身のキャリア形成にとって、ある程度の役に立つことがあると考えられる。この点は、技能実習満了後の実習生の状況として確認しておくべき点である。

(6) 技能実習に対する評価

技能移転という趣旨とは異なるものの、技能実習経験

から得たものとして注目すべきなのは、「人間関係を深く考えるようになった」という答えが少なくない点である。この点について、上林(2015)は、職場の不満は賃金が多く、人間関係の問題は少ないと指摘する一方で、李(2018)は、社内の紛争と対立を招くのは賃金の低さ、残業時間の少なさ、職場の人間関係、日本語レベルなど様々なことと絡み合っていると指摘している。また、馮(2013)は、中国人研修生・技能実習生の日本語学習意欲の欠如及び低下は、日本人と本人との間で起こる様々な摩擦・葛藤などに関係があると指摘している。漢字は理解できるものの、話すことが苦手な実習生は多い。職場では通訳やマニュアルなどが用意されるが、日常生活では日本語を話せないことでトラブルなどもよく起きているとされている(宋, 2017)。本稿で実施した調査でも、残業時間が少ないことの問題とともに、目上の人に同僚の悪口を言った後でバレてしまったことによる争い、中国人の間の上下関係で起こった争いなど、日本語能力により、様々な理由で、心理的に厳しいものになってしまっていたことが明らかとなった。

こうした事例の一つ、A氏の事例を逐語化したものを下に記す。

同じ部屋にいる中国人の日本語が私たちより上手だった。この人はちょっと変わってるけど、別にいじめとかしてないね。彼女は私たちより、会社で権力を持っている日本人のおばあちゃんとの関係がよい。私たちに不満があった時、辞書で日本語を調べて、どんなささいなことにしても、おばあちゃんに言う。最初は、日常生活への文句だけだと思ったけど、ある日、ゴミ箱の中で、捨てられた紙を発見した。書かれたものは、「私だけに残業時間をください、彼女たちに残業時間をあげないでください」というような言葉だった。私たちはすごく怒って、彼女と大喧嘩した。

このように、「技能実習経験から得たもの」が「技術」ではなく、「人間関係の再認識」という意外に見える回答は、上記に述べた「辛かったこと」と一致し、注目すべき問題だと考えられる。これらも技能実習への評価が低い理由と言えらる。

来日前と帰国後の技能実習に対するイメージの落差について、10名のうち7名、半数以上は「技能実習経験に

対してイメージの落差はあまりない」と回答した。その7名の中の2名は、帰国した後、中国の社会に適応できない時期があったという。たとえば、賃金の低さや環境問題など、逆に中国社会へのイメージの低下が生じた。一方、残りの5名は、日本の会社ないし日本社会の評価がよかった。特にマナーと環境について、インタビュー中に褒める言葉が何回も言及された。帰国後にも、日本であったようにマナーとルールを守るよう、ずっと意識している人もいる。さらに、E氏は自分がこの3年間に性格もよくなったと感ずることがあったほど、技能の習得とは別に、日本社会に対して良い評価をしていた。もともと、10名の中で残りの3名の回答は、「技能実習経験に対してイメージの落差がある」という回答である。3名とも技能実習への評価は高くなく、技能実習のことを勧めたくないと述べている。その中の一人、G氏は次のように語っていた。

来日前に、日本は絶対中国より、法律をきちんと守ると思っていたが、無理矢理仕事をやらされたことにはショックを受けた。また、三年間に稼いだお金は思ったより多くない。

(7) 技能実習に対する総合評価

技能実習経験への総合評価について、10名のうち3名の評価は高くなく、残りの7名が、よい評価であるとしていた。この二つのパターンの代表例を一つずつ挙げる。

まずは、技能実習の経験に対してとても高い評価のC氏の事例である。

2010年、当時北陸地方で実習していたC氏は、技能実習への評価がとてもいいと語っていた。実習時の仕事は「ややしんどい」程度だったが、日本人の同僚たちとの関係がよく、当時の若い自分にとって、とてもありがたいことだった。週末にみんなで一緒に遊びに行ったり、時々社長も温泉、花火大会、ディズニーランドに連れて行ったりしてくれた¹³⁾。今でもとてもいい思い出だったと語っていた。特に、日本社会への評価が高かった理由は、財布の忘れ物をした時、次の日に探しに行った際に、戻ってきたことだった。八百屋のお婆さんも、自分が出稼ぎの外国人であることを知って、毎回、野菜を買うとき、安く売ってくれた。それ故に、日本人が優しいと感

じていた。

実習中つらいことについて尋ねたが、中国人の間でトラブルがよくあった以外には、特につらいことはなかったという。一緒に来日した中国人が違う工場にいるため、待遇も違うので、お互いに嫉妬したこともあり、一旦トラブルが起きたら、喧嘩になって、次第に関係が悪くなった。

中国に戻った後、接客が大好きだったため、6年間ずっと同じ喫茶店に勤めた。時々日本語を使う場合もあり、簡単な日本語を喋って、「三年間の技能実習が役に立った」と感じるがあった。日本に対して印象がいいので、周りの人に技能実習のことを勧めたが、最近、あえてお金のために海外に行く必要がなく、上海などの大都市にチャレンジする方がいいのではないかと感じている若者が多いと述べていた。C氏は、お金は別として、20代の時にたくさんのお金を経験して、視野を広げ、成長すると考えていた。日本に再度訪れるため、最近留学ビザで日本に来た。C氏のSNSを通して、最近、再びに昔の技能実習の時の会社を訪ね、社長と食事をしたことを知った。

次に、技能実習の体験に対する評価が悪いH氏の事例である。

2015年に東海地方の水産会社で実習経験があるH氏は、技能実習に対する印象が悪かった。あらゆる面で、いい思い出と言えるものはない。まず来日前の国内での3ヶ月間の日本語学校に対して非常に不満があった。軍隊式の管理だったので、3ヶ月間ずっと家に帰してもらえず、食事と宿泊はすべて学校内で行った。まずい食事を我慢しながら、日本語のテストも、不合格なら、罰金あるいは殴られることもしばしばだった。日々ビザの申請に合格できる日まで待って、もし合格できないなら、すでに支払った仲介手数料も返却されないので、毎日合格のことを祈って、つらい生活を我慢していた。

ようやく合格して、集中訓練が終わった後、日本に来て、状況が変わると思った。しかし、迎えに来た中国人の先輩たちの冷たい視線に傷つけられた。まさに「地獄」に来ることを歓迎するような表情だった。日本に着いて一週間ぐらいの時、自分が国から

持ってきた食べ物が盗まれ、社長に報告したが、全然反応がなく、とても気分が悪かった。仕事は、朝5時から夜12時まで、ずっと働いていた。毎日睡眠不足で、目が覚めて、すぐ自転車に乗って、会社に行ったことは日常的な風景であった。夜明け前には道路が見にくいため、転んだこともあった。忙しい時期は週末にも仕事があり、お金を儲けることができたが、しんどさが耐えられないと語っていた。中国人の間では上下関係も厳しく、いつもグループで行動して、先輩にいじめられたこともよくあった。ある中国人は気が弱くて、よく部長と呼ばれる人に殴られた。その後、寝ていたまま死んでしまった。上の人が調査に来て、結果としては心臓病と言われたが、具体的にどういうことかわからなかった。

来日前には、仲介業者の人が水産業のため、毎日刺身が食べられ、週末には富士山とか、ディズニーランドにも連れて行くことがあると言っていた。しかし、そういうことは全くなくて、つらい仕事ばかりだった。このような生活を過ごしていて、不満が溜まった結果、3日目になる頃のある日、車にひかれた。そのひき逃げの運転手に賠償請求したかったが、社長が運転手の側に立って、全く守ってくれなかった。それ故に、とても傷ついて、チケットを買って、国に戻った。当然中国の管理会社は許さないため、着陸時に空港で待っていて、日本に連れ戻そうとしたが、結局逃げることができた。

インタビューの最後に、技能実習への総合評価について尋ねた。答えは高くないというもので、二度と日本に行きたくないと語っていた。そして、日本人の身分が羨ましいという。その理由は自分の国で高い給料がもらえる仕事をすることができ、尊敬され、言葉も通じるためである。当時のH氏にとってはそれより期待すべきことはなかったのである。

今回の調査の中で、「トラブル」、「争い」、「心理的ストレス」というマイナスの言葉がしばしば語られていた。技能実習生の大部分は友人と一緒に仕事をするのではなく、単身での出稼ぎであり、たとえストレスがあっても、自分で自分を慰めるしかできない。悩みが解決できないと、次の日の仕事もきちんとできず、仕事上の悩みにつながることもある。このような点も踏まえ、技能実習生

の問題については、法律上の問題だけではなく、生活面、心理面にも注目すべきと考える。

4. まとめと今後の課題

本稿は、帰国後の中国人技能実習生の技能実習経験への意識と評価をめぐって、三年間の海外出稼ぎ経験と、その経験をどのように評価しているのかについて明らかにするものである。ここでの知見を以下にまとめておきたい。調査では、先行研究の調査を参考として、「基本属性」から「実習中に困ること」、「帰国後の就職状況」、「技能実習から得たもの」を中心に尋ねた。その中でも特に「技能実習経験への印象と評価」について焦点を当てて、インタビュー調査を実施した。ここで確認すべきことは、日本の技能実習制度の本来の目的である、いわゆる技能の移転と乖離が見られたことである。これは、多くの先行研究の知見を追認するものであるが、調査の結果からは、先行研究で指摘されてきた技能実習をめぐる人権問題とともに、多様な来日目的、実習中の人間関係の困難さ、実習経験の持つ意味など、これまでの研究で言及されていなかった内容も確認された。

その中で注目したいのは、調査対象者10名が語った、将来来日する予定の技能実習生へのアドバイスの多様性である。①可能な限り、日本語を勉強してほしい、②日本にいるうちに、出来るだけ日本で旅行に行してほしい、③中国人がいない会社を選択した方がいい、④精神的健康を重視してほしい、⑤技能実習のことを勧めたくない、というように、多様なバリエーションが見られた。キャリア形成に関するものから、心理的な健康管理に至るまで様々なものが含まれているが、技能実習経験に対して良い評価の人は、日本語学習の忠告、あるいは旅行に行くべきというようなアドバイスであった。その一方で、評価が悪い人が出したアドバイスは、会社選択の時に慎重になること、さらには「来ないでほしい」というような消極的なアドバイスが見出された。こうしたアドバイスから見ると、技能実習生の技能実習経験に対する意識・評価を見分けることができると考えられる。

技能実習経験へのイメージの落差については、来日前に、様々な計画をしていた人もいるし、何も考えずに、

そのまま技能実習生になった人もいる。仕事に入った後、多くの場合、次第に最初の気持ちを捨てて、「お金」のために頑張っていた。そのため、来日前後の技能実習へのイメージの落差はあまり大きくならなかったと見ることができる。しかし、10名のうち3名は、しんどい仕事を経験するなかで、「お金」のために我慢できないことが噴出することとなった。「不満」、「悩み」、「嫉妬」が生じ、最終的に実習経験が「マイナス評価」となった。逆に、忙しくない会社、仕事が比較的楽な会社、あるいは社長が優しい会社の技能実習生は「悩み」があっても、「マイナス」評価までに至らなかったケースもある。この点に関連して重要と思われるのは、予想以上に、「人間関係」に対する悩みが語られたことである。特に、海外への出稼ぎは普段の仕事より敏感なので、どんな些細なことにしても、すぐに「まずい人間関係」になる傾向があると思われる。

以上の結論として、受け入れ会社の状況や、居住環境、人間関係により、技能実習に対する評価が異なることが明らかとなった。不満の要因としては、技能実習本来の目的である技術移転に結び付かない安い単純労働に従事することだけでなく、実習中の人間関係、生活保障の不備を指摘することができる。この点について、実習中の日本語習得だけでなく、有用な技術の修得、または満足できる給料のどちらかが存在すれば、一定の解決が得られるかもしれない。本稿の知見では十分にその効果を認めることができなかった事前教育のあり方とともに、技能実習経験者から浮かび上がる課題は大きいと言える。

謝 辞

インタビューでご協力いただいたみなさまに、記して感謝申し上げます。

注

- 1) 厚生労働省「外国人技能実習制度について」https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/global_cooperation/index.html, 2019年10月10日確認。
- 2) 王編著(2011), OTIT外国人技能実習機構「技能実習制度の沿革」https://www.otit.go.jp/info_seido/より筆者作成。
- 3) 『中国国家统计局中国統計年鑑』各年版<http://www.stats.gov.cn/tjsj/ndsj/>より作成。なお、中国の労働力をめぐる問題については、西野真由愛知県立大学外国語学部准教授にご教示

- いただいた。記して感謝の意を表したい。
- 4) 『中国国家统计局中国統計年鑑2018』に基づき筆者作成。
 - 5) 『中国国家统计局中国統計年鑑(2012～2018)』に基づき筆者作成。
 - 6) JITCO業務統計・調査報告<https://www.jitco.or.jp/ja/jitco/statistics.html>より筆者作成。
 - 7) 『中国国家统计局中国統計年鑑』各年版に基づき筆者作成。
 - 8) 技能実習生をめぐることは、制度の本来の目的である技能移転を焦点化する研究もある(二階堂, 2019; 西川, 2019)。本稿では、インタビュー調査から得られた人権問題の多さを再確認したこともあり、人権問題に関するレビューと調査データの提示を行っている。
 - 9) 加藤桂子「外国人技能実習生制度における人権問題」<http://crt-japan.jp/files/2018/SHE/masuda%20law%20office.pdf>, 2019年10月10日確認。
 - 10) JITCO業務統計・調査報告<https://www.jitco.or.jp/ja/jitco/statistics.html>, 2019年10月10日確認。
 - 11) 厚生労働省「帰国技能実習生フォローアップ調査」https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_00593.html, 2019年10月10日確認。
 - 12) この点に関連して飯田(2017)は、フィリピンの技能実習生調査から、技能実習生の出身地の多くは地理的に山間地域、あるいは山間地域と平野部の境に位置し、ほかの農村と比較しても、土地条件、交通条件が悪いとしている。
 - 13) この点については、堀川(2016:271)でも、実習前の実習生において、技能実習中のディズニーランド、富士山へのレクリエーションが期待されている点が指摘されている。

文 献

- 安里和見編著, 2011, 『労働鎖国ニッポンの崩壊』ダイヤモンド社。
- 飯田悠哉, 2017, 「農業技能実習生の帰国後の現実」『農業と経済』6: 56-62。
- 石塚二葉, 2018, 「ベトナムの労働力輸出: 技能実習生の失踪問題への対応」『Asian and Pacific Studies』43: 99-115。
- 岩下康子, 2018, 「技能実習生の帰国後キャリアの考察」『広島文教女子大学紀要』53: 33-43。
- 王再清編著, 2011, 『労働鎖国ニッポンの崩壊: 人口減少社会の担い手はだれか』ダイヤモンド社。
- 王曉音, 2018, 「中国人技能実習生の移動に対する主観的意味付け」『慶応義塾大学大学院社会学研究科紀要: 社会学心理学教育学』86: 1-21。
- 大島一二・金子あき子・西野真由, 2017, 「技能実習生・研修生最多送り出し国から急減した中国」堀口編所収。
- 大橋英夫, 2012, 「中国の非援助型対外経済協力」『中国の対外援助』日本国際問題研究所。
- 落合美佐子, 2010, 「外国人研修生・技能実習生の生活実態と意識」『群馬大学国際教育・研究センター論集』9: 51-68。
- 外国人研修生権利ネットワーク編, 2009, 『外国人研修生時給300円の労働者2』明石書店。
- 姜美香, 2017, 「外国人介護労働者の確保に関する研究」『四天王寺大学大学院研究論集』11: 93-113。
- 上林千恵子, 2015, 『外国人労働者受け入れと日本社会』東京大学出版会。
- 上林千恵子, 2018, 「外国人技能制度成立の経緯と2009年の転換点の意味づけ」『移民政策研究』10: 44-59。
- 木元茜・東弘子・藤倉哲郎, 2018, 「『日本語教師』になる元技能実習生の現状」『紀要地域研究・国際学編』50: 105-129。
- 軍司聖詞, 2017, 「日本との協力による事前講習が強化されるカンボジア」堀口編所収。
- 小林昌之, 2012, 「中国における人の移動の法制度」山田美和編『東アジアにおける人の移動の法制度』アジア経済研究所。
- 佐藤敦信, 2017, 「帰国した実習生と日系企業」堀口編所収。
- 巢内尚子, 2019, 『奴隷労働』花伝社。
- 宋弘揚, 2017, 「中国人技能実習生とホスト社会との接点」『地理科学』72: 19-33。
- 高原一郎, 2009, 『外国人研修生 時給300円の労働者2』明石書店。
- 田嶋淳子, 2010, 『国際移住の社会学』明石書店。
- 二階堂裕子, 2019, 「外国人技能実習制度による国際貢献に向けた課題」『西日本社会学会年報』17: 47-61。
- 西川直孝, 2019, 「ベトナム人帰国技能実習生の就業状況に関する調査」『移民政策研究』11: 114-127。
- 西野真由, 2013, 「中国における研修生派遣企業に関する一考察」『農村生活研究』57(1): 32-39。
- 馮偉強, 2011, 「中国人研修生・技能実習生の日本出稼ぎ移動1」『愛知大学国際問題研究所紀要』137: 69-95。
- 馮偉強, 2013, 「中国人研修生・技能実習生の日本語習得とニッポン」『愛知大学国際問題研究所紀要』142: 153-181。
- 堀口健治, 2016, 「日本の地域社会における外国人労働者との共生」尾関周二ほか編『共生社会Ⅱ』農林統計出版。
- 堀口健治編, 2017, 『日本の労働市場開放の現況と課題』筑波書房。
- 宮入隆, 2015, 「北海道農協による外国人技能実習生の受入実態と課題」『開発論集』96: 89-119。
- 守屋貴司・傅迎瑩, 2010, 「日本における外国人研修制度・技能実習制度に関する研究」『立命館経営学』48(5): 155-176。
- 安田浩一, 2013, 『外国人実習生差別・抑圧・搾取のシステム』学習の友社。
- 李斌, 2018, 「《一時滞在者》の社会的ネットワークに関する人類学的研究」瀬川昌久編『越境者の人類学』古今書院。